

佐賀県告示第百二十一号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）の別表の備考に規定するa区域、b区域及びc区域の区域を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の別表の備考に規定するa区域、b区域及びc区域の区域（平成十二年佐賀県告示第四百七十号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

a区域	騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成四年佐賀県告示第三百九十九号。以下「指定告示」という。）により第一種区域として定められた区域
b区域	指定告示により第二種区域として定められた区域
c区域	指定告示により第三種区域又は第四種区域として定められた区域

ただし、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成二十四年佐賀県告示第百二十号）第一号の規定により地域の類型をあてはめられた地域については、右の表にかかわらず、次のとおりとする。

a区域	A類型を当てはめられた地域
b区域	B類型を当てはめられた地域
c区域	C類型を当てはめられた地域